

カシオ計算機株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：カシオ計算機株式会社
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第2分科会
業種：電子計算機，通信機器，事務用機器等
- (3) 資本金：415億4,900万円
従業員数：3,131人
- (4) 営業品目：電卓，電子文具，電子時計，電子楽器，デジタルカメラ，通信機器，システム機器，電子デバイス
- (5) 経営理念

カシオの経営モットーは「創造 貢献」である。それまでにない斬新な機能を持った製品を提供することで、社会貢献を実現するという意味。新しい機能を持った製品は、多くの人の生活を助け、社会を進歩させる。あるいは多くの人に楽しみをもたらす、新しい文化を生み出す源となる。新しい製品が普及すれば、そこには新しい市場が生まれ、さまざまな周辺産業が育つ。カシオはこのように、製品やサービスの提供を通じて、さまざまな側面から社会に貢献したいと考えている。

- (6) CIマーク

CASIO®

2. 知的財産部門の概要

(1) 名称および社内組織の位置

昨年7月1日付けで知的財産センターに改称、社長直轄に位置付けられている。

(2) 構成および人員

知的財産センターは、特許部（第一特許室，第二特許室，第三特許室，第四特許室），第一知財法務室，第二知財法務室，知財企画管理室，ブランド戦略室から成る。第一特許室から第四特許室までの特許部は、発明の発掘から特許を出願，権利化するほか，特許評価や特許情報の分析等を担当する。第一知財法務室および第二知財法務室は，国内外の係争・ライセンス活動を担当，知財企画管理室は，特許等の維持管理，システム運用，褒賞，教育等を担当している。また，ブランド戦略室は，ブランドおよびデザインの権利化，模倣品対策等を担当しており，総勢80名の体制となっている。

(3) 沿革

当社は昭和32年（1957年）4人の樫尾兄弟が，純電気式計算機の事業化とともに創設した企業である。樫尾俊雄現会長を開発リーダーとして『創造 貢献』の企業理念の下，電卓，時計，楽器など継続的な成長が見込める商品分野で，デジタル技術を駆使して次々と新しい商品を開発し，コンシューマ向けに大量生産と低価格を実現してきた。創業時から技術陣をはじめ従業員は，樫尾会長指導の下，発明活動について学び基礎を築いてきた。

昭和46年に特許部を新設，平成13年には知的財産部と改称し社長直轄の組織となる。平成15年には知財専任担当役員を新設，平成17年には知的財産センターに改編した。

3. わが社の知財活動

(1) 知的財産活動推進の方針

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

カシオは知的財産活動を研究開発と連携し、事業戦略と一体となって推進しており、知的財産活動によってカシオの事業を守り企業収益への貢献を目指している。

また、カシオは知的財産を企業の価値を評価する重要な尺度として位置づけており、知的財産活動を効果的に推進し、その成果を適正に管理するための方針・目標として、次の4点を掲げている。

知的財産活動推進の方針

① カシオを技術と共に知的財産（権）の強い企業にする。

② 知的財産（権）の活用

③ 知的財産（権）のリスク回避の推進

④ 知的財産人材の育成

(2) 知的財産活動

カシオはこれまで蓄積した知的財産を適正に管理する一方で、今後も新たな知的財産となる研究・開発成果を継続的に生み出せるよう、さまざまな活動を行うとともに各種制度を整備している。

① 特許出願・権利化活動

重点分野に対する出願・登録（選択と集中）による特許網の構築、及び『質の向上』による基本特許の確立を目指している。

② 知的財産権の活用

取得した知的財産権を用いて、他社にライセンス供与（クロスライセンス含む）を行うとともに、カシオの模倣品に対しては、厳しく対処し、徹底的に排除している。

③ 特許技監制度

優れた知的財産を継続的に生み出すために1994年にスタートした制度。技術理解度が高く、かつリーダーシップがとれる優秀な技術者を『特許技監』として事業部ごとに配置し、重点発明の創出活動・発明の発掘・発明の評価・他社特許の回避等、自部門の知的財産強化に努めている。

④ テクノパワー

「技術開発者の活性化と技術の共有化と蓄積」を目的として、1992年にスタートした制度。エンジニアの経営トップに対する成果発表の場や、優秀なエンジニアやデザイナーに対する表彰の場を設け（知財成果を適正に評価し、それに対する褒賞を行う）ことで、誇りとやりがいを持って新技術へ挑戦する意欲を醸成する。

⑤ 発明褒賞制度

カシオは、1968年より、社員の発明・創作の貢献に対する「褒賞制度」を設けており、発明・創作者のインセンティブを高めることで、社内技術者の新技術への挑戦意欲を隆盛するための活力源としている。また、法律を遵守する立場から、2005年4月の改正特許法第35条（職務発明）の施行に合わせて、知的財産規程を改訂し、発明者が規程改訂に意見参加できる協議プロセス、発明者が褒賞額について異議を申し立てられる制度などの環境を整備した。また、発明者の要望などを踏まえ2006年4月においても、規程改訂を行っている。

⑥ 知的財産教育制度

カシオは、強い知的財産を獲得する意識改革のために、社員の知的財産に対する理解・関心を深める知財セミナーの開催や、Web（知財HP内のコンテンツ）を活用した情報発信、外部教育機関の活用等、さまざまな知的財産教育を推進している。

4. 今後の課題

当社は事業を基盤事業と発展事業とに大きく2つに分け、夫々の事業の成長を目指すと共に、知財網の構築を目指している。事業の成長と規模拡大に合わせたグローバルな知的財産の『早期権利化』、『質の向上』、及び『基本特許の確立』が課題となっている。

（原稿受領日 2006年6月9日）